

京都府庁グリーン調達方針（抄）

平成30年5月

(別表 3)

分野	調達計画品目	判断の基準	努力目標
電気	電気	二酸化炭素の排出係数、未利用エネルギー、再生可能エネルギーの活用状況等を総合的に評価して、環境に配慮した電力と認められること。	調達価格や普及状況を考慮し、購入を検討する。

- 備考)
- 1 二酸化炭素排出係数とは、電気の発電に伴う二酸化炭素の排出量を電気供給量で除したものをいう。1 kWh の電気の発電に伴う二酸化炭素の排出の量の割合 (単位: kg-CO₂/kWh)
 - 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギーをいう。
 - ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (FIT 法第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
 - ③ 高炉ガス又は副生ガス
 - 3 再生可能エネルギーとは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号) (以下「FIT 法」という。) 第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、(30,000kw 未満、ただし、揚水発電は含まない) 地熱、バイオマスを利用して発電された電気とする。